

## 第6節 すぐれた自然環境の保全と活用

### 1 自然公園【自然環境課】

福井県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。



図 2-1-21 自然公園および自然環境保全地域

本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国定公園、嶺南のリアス式海岸である若狭湾国定公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,910haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国定公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。自然公園区域内において、工作物の新增改築、土地の形状変更、木竹の伐採などの行為をしようとする場合は、許可または届出が必要であり、内容によっては条件を付すなどして環境の保全を図っています。

表2-1-22 自然公園の概況（単位：ha）

| 公園名        | 面積     | 特別地域   |        | 普通地域   | 海域公園地区 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            |        | 特別保護地区 | 特別地域   |        |        |
| 白山国立公園     | 7,406  | 220    | 7,186  |        |        |
| 越前加賀海岸国定公園 | 8,008  | 92     | 7,721  | 195    |        |
| 若狭湾国定公園    | 15,457 | 67     | 15,185 | 205    | 30.2   |
| 奥越高原県立自然公園 | 31,039 |        | 17,869 | 13,170 |        |
| 計          | 61,910 | 379    | 47,961 | 13,570 | 30.2   |

なお、平成17年11月に、国際的に重要な湿地として、若狭湾国定公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国定公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地に登録されました。

また、国が委嘱する自然公園指導員や県が委嘱する自然公園管理協力員等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

表2-1-23 自然公園利用者数（平成23年）

| 公園名        | 利用者数     |
|------------|----------|
| 白山国立公園     | 174千人    |
| 越前加賀海岸国定公園 | 3,714千人  |
| 若狭湾国定公園    | 6,197千人  |
| 奥越高原県立自然公園 | 2,878千人  |
| 計          | 12,963千人 |

### 2 自然環境保全地域【自然環境課】

#### （1）自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町樗俣のブナ林の2か所が指定されています。

池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための巡視歩道（604 m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。また、この巡視歩道は、訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察するのにも利用されています。

表2-1-24 福井県自然環境保全地域の概要（平成24年3月末現在）

| 名 称 | 所在地        | 指 定<br>年月日    | 面 積 (ha)                       |       |        | 保全対象とする自然環境の概要                                                                                            |
|-----|------------|---------------|--------------------------------|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |            |               | 特別地区                           | 普通地区  | 計      |                                                                                                           |
| 池河内 | 敦賀市<br>池河内 | 昭和<br>52.3.25 | 7.8<br>うち、野生<br>動植物保<br>護地区7.4 | 103.2 | 111    | 敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ(南限種)、ヤチスギラン(西限種)、ミズドクサ(南限種)、ハッチョウトンボなどの貴重な野生動植物がみられる。          |
| 櫛 俣 | 池田町<br>櫛 俣 | 昭和<br>54.6.19 | 162.12                         | —     | 162.12 | 本県では稀なブナウスギヨウラクーチシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ(西限種)、シロウマイノデ(西限種)などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。 |

## (2) 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出を要する行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告をすることがあります。

## (3) 自然環境保全のための買い上げ

県では、昭和53年度と平成元年度に、大野市上打波の刈込池周辺（白山国立公園の第一種特別地域内）268.3haを買い上げ、すぐれたブナ林を保全するとともに、解説板等を設置し、自然とのふれあいや自然学習の場としての活用を図っています。

こうした取り組みは、県内の市町でも徐々に行われつつあり、平成8年度には、大野市が平家平のすぐれた自然環境を保全するため196haを買い上げています。

## 3 ふるさとの環境【自然環境課】

本県は、越山若水といわれるように美しい山々や海に恵まれており、これらの自然や風景は、私たちの生活に有形無形の恩恵を与え、心のふるさとなっています。

### (1) ふるさと福井の自然100選【自然環境課】

本県のすぐれた自然を再認識し、次世代に引き継いでいくため、県では、平成7年3月に、県民から地域のシンボルとして親しまれているすぐれた自然を募集し、「ふるさと福井の自然100選」を選定しました。原生的な自然から鎮守の森のように身近な自然まで、県内全域のすぐれた自然が幅広く選ばれています。



刈込池（大野市）

## 4 豊かで美しい水資源の保全・活用に向けた取組み【環境政策課】

### (1) ふくいのおいしい水

県では、平成17年度に35か所、平成19年度に9か所、平成22年度に3か所の計47か所の湧水等を「ふくいのおいしい水」として認定しました。その後、水源地の整備が行われ、地域住民が保全活動に取り組んでいる地区があり、一部の市から「ふくいのおいしい水」の追加認定について要望が出されたため、基準に適合した1か所について平成24年8月に追加認定を行い、現在48か所を認定しています。

認定された「ふくいのおいしい水」を用いて地域の活性化に取り組む事例があります。

たとえば、「七間清水」（大野市）は銘酒「花垣」の仕込み水に用いられている名水ですが、ミネラルウォーターとしても販売され、売上の一部は市の環境基金に寄付されています。

また、「瓜割の滝」（若狭町）では、地元の特産である福井梅を用いた梅酒の製造のほか、この水を原料にした化粧水が開発・販売されていますし、「雲城水」（小浜市）のある小浜市一番町地区では、この水を用いた日本酒や豆腐が販売されています。

その他、「滝水ひめ」（おおい町）や「鵜の瀬給水所」（小浜市）でも、地元企業が名水を用いたミネラルウォーターの製造、販売を行っています。

「桃源清水」、「三場坂清水」および「榎清水」のある鯖江市では、3か所の湧水の地元団体が、湧水をまちづくりに活かそうと協定を結び、意見交換会や地元地区内で開かれるイベントで交流するなどしています。

「神谷の水」のある勝山市柘神谷区では、水場を移設するとともに、水場の横に直径4mの水車を設置し、村おこしに活用しています。

## コラム 「ふくいのおいしい水」の追加認定について

県では、豊かな水環境を県内外に発信するため、県内の優れた湧水や井戸を「ふくいのおいしい水」として認定し、地域における保全活動を支援しています。

これまで、平成17年度に35か所、平成19年度に9か所、平成22年度に3か所を「ふくいのおいしい水」に認定しましたが、平成24年8月、新たに整備された湧水1か所を追加認定しました。

追加認定しました「許佐羅江清水」をご紹介します。

### 許佐羅江清水（こさらえしょうず）：鯖江市定次町

『舟津社記』（1419）によると、正暦2年（991）の夏は大旱魃となり、村人は雨を祈りましたが一滴も降ることはありませんでした。この時、神官が夢に見た神詠を清書し、7か所に埋めると忽然として水が湧き出したと伝えられています。

これらは王能清水（瓜生）、坪我清水（柳原）、黒久清水（鯖江）、天照江（西鯖江蓮池）、天菅江（五郎丸）、長泉池（長泉寺）、許佐羅江（定次）を指し、「舟津七清水」と呼ばれる豊富な湧水池として知られています。

この一つである許佐羅江清水は、主に農業用水として利用され、かつてはきれいな冷水を好むトミヨという魚が生息していました。

現在、湧水量は少なくなったものの、他の湧水池が枯渇あるいは消滅するなかでその姿をとどめ、当地域の水資源の豊かさを示す貴重な史跡として平成23年に市の史跡に指定されました。



(2) 名水100選、平成の名水100選等【環境政策課】

本県は豊かで美しい自然に囲まれており、「名水100選」等に県内各地のすぐれた自然が選定されています。

①名水100選、平成の名水100選（環境省選定）  
良質な水環境を積極的に保護することなどを目的に、全国の湧水や河川の中から選定

②日本の音風景100選（環境省選定）  
人々が地域の象徴として大切にし、将来に残していきたいと願っている音の間こえる環境（音環境）のうち、特にその保全に意義があるものを選定

③かおり風景100選（環境省選定）  
豊かなかおりとその源となる自然や文化・生活を、将来に伝えていくため、特にすぐれた地点について選定

④水源の森100選（林野庁選定）  
豊かな緑と水の源泉を保全・整備し、後世に引き継ぐため、全国の代表的な「水源の森」を選定

⑤快水浴場100選（環境省選定）  
人々が水に直接ふれることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的に選定

⑥名勝（国指定）  
「わが国のすぐれた国土美として欠くことができないもの」を指定

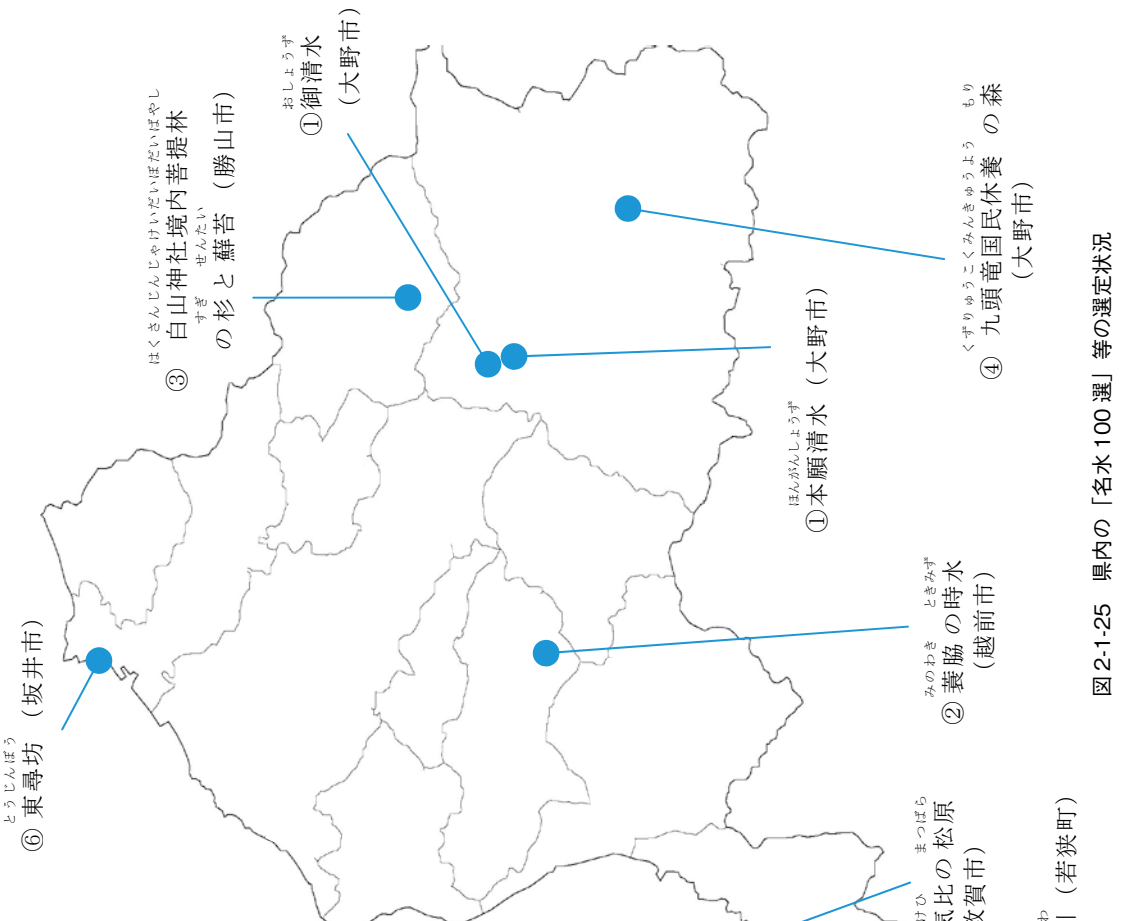


図 2-1-25 県内の「名水100選」等の選定状況